新型コロナウイルス感染症にかかる市有施設の休館及び市 主催イベント等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、全国的な急速なまん延により国民生活及び国民経済甚大な影響を及ぼすおそれがある状況などから、国において、令和3年1月7日、令和3年1月8日から同年2月7日までの間、埼玉県を含む1都3県を区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出された。

また、これを受け、埼玉県では、同年1月7日に「埼玉県における1月8日以降の緊急事態措置等について」を発表し、対策に取り組むこととしている。

そこで、市では、こうした状況を踏まえ、国や県と連携しながら、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を進めることとし、市有施設の休館及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおりとした。

なお、状況が日々変化しているので、今後の感染の広がり等を勘案しながら 適宜見直す。

また、市では、新型コロナウイルスの対策については、新型インフルエンザ等 警戒本部を設置し、取り組んできたが、緊急事態宣言が出されたことにより、同 年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に基づき、新 型インフルエンザ等対策本部を設置した。

記

1 市有施設の休館

原則として休館とする(対象施設は別表のとおり)。

ただし、貸館など既に施設利用の予約が行われている場合などは、午後7時以 降及び午後7時を含む貸出時間区分を除き、使用を認める。

期間:令和3年1月8日(金)~令和3年2月7日(日)

2 市主催イベント等の取扱い

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを

踏まえ、市主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。 ただし、この期間に実施する必要があり、やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる。

※指定管理者に対しては、市の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

期間:令和3年1月8日(金)~令和3年2月7日(日)